

平成 年 月 日

狭山市立中央中学校長 様

自転車通学許可願

私は、狭山市立中央中学校の自転車通学区域に該当しますので、平成 年度中の自転車通学について、許可をお願いします。

なお、通学に際しては、自転車用ヘルメットを着用し、道路交通法及び中央中学校の自転車通学許可規定に従い、交通ルールやマナーをしっかりと守ることを保護者連署のうえ、誓約いたします。

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

印

住 所

鑑札番号（すでに鑑札を受けている生徒）

自転車通学許可規定

1 許可の条件と手続き

- 家庭より学校までの通学距離を基準（原則として学校から直線距離2km）にして、自転車通学許可地域を設ける。
- 自転車通学を許可された生徒は、保護者による自転車点検を経て、点検表を提出し、鑑札（ステッカー）の配布を受け所定の場所に貼る。
- 自転車通学を許可された生徒は、自転車用ヘルメットを必ず着用すること。
- 学校の規定や交通ルール・マナーを守れる者に限る。

2 自転車の型

- 自転車は特殊なものではなく、普通の型のものを使用すること。
※ドロップハンドルなど変形ハンドルは禁止。色やデザインも派手でないものとする。
- ギアの組み合わせや計器類などの付属品ができるだけ少ないものとする。
- 通学カバン、補助バッグがしっかり乗せられる荷台があるものとする。

3 その他

- 自転車の整備を心がけ、特にブレーキ・ハンドル・ライト・ベル等の点検を日常的に行う。
- 雨天時には、レインコートを着用し、傘は使用しない。
- 鑑札（ステッカー）は、後部泥よけ反射鏡の上の方に後ろから見えるように貼り付ける。
- 登下校の際は、自転車用ヘルメットを着用するとともに、必ず指定された通学路を通る。
- 乗車の際は、左側を一行で走行し二人乗りは絶対にしない。
- 上記の他、標識や表示などをよく守り、事故のないように安全な乗り方をする。
- 自転車は決められた自転車置き場の範囲内に置く。
- 臨時自転車通学者は、指定期間終了後は徒歩通学に戻る。
- 上記の規定・道路交通法・交通ルール・マナーに違反した場合や指示に従えない場合には、自転車通学許可を取り消し、自転車通学を停止する。その後は、安全指導部及び学校長の判断により再許可をするかどうかについて決定する。